

「確定申告」に

▶「副業」の申告方法はこうしろ ▶株式・FX投資の損失は控除できる

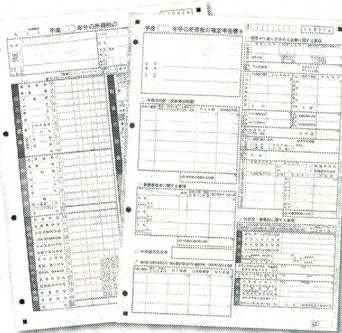
確定申告なんてサラリーマンには関係ない。そう思っている人もいるだろう。確定申告が必要なサラリーマンは、「年収2000万円超」「医療費10万円超」「新規住宅購入者」と聞くが、他の条件が該当すれば確定申告をした方が得する。秘策がある。

確定申告は、昨年の所得に応じた所得税の金額を計算し、税務署に申告する手続きである。

「長年、会社勤めをしていながら、そうしたことなくしている人が、サラリーマン、つまり給与所得者の多くは申告をせず済むのが一般的といえる。勤務先の経理

部署が代わりに毎月の給与とボーナスから源泉徴収税を納税し、過払い分の還付などの年末調整をしてくれるからだ。

しかし、東京都渋谷区の齊藤一生活理士は、サラリーマンから確定申告の相談をしばしば受けるという。「よくあるのは、インターネット広告の一種であるア



副業をしている人は、第2表(右)で「自分で納付」を選ぶこと

倍かを稼ぐ女性もいます」

ネットを使って広告の手数料収入や商品の販売収入を得た人は、事業をしたこととなる。所得税の観点では「個人事業主」と同じで、売上高から通信費、商品の包装費や送料などの経費を差し引いた額が「事業所得」となり、確定申告をする必要がある。また、ホステスは個人事業主として扱われることが多いという。

「副業による所得を勤務先に知られたくない人は、確定申告書の第2表に「給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択」という欄で、必ず「自分で納付」を選択してください。誤って「給与から差引き」を選ぶと、会社から副業所得が発覚する可能性が高まります」(齊藤氏) 前者を選ぶと、市区町村から自宅に地方税の納付書が郵送される。それゆえに会社に知られる心配はない。しかし、後者を選ぶと市区町村は勤務先にあな

の住民税額を通知する。経理部署に稼ぎが妙に多いことが知られ、副業が発覚するというわけだ。

どうしても副業がバレやすいケースがあるという。「経費が売上高を上回って事業所得が赤字の場合、勤務先の給与が500万円、副業が100万円の赤字なら合計所得金額は400万円。住民税額が減る半面、会社が気付きやすくなります。医療費や住宅ローンの控除を受ける場合も同じことが言えます」(同) ひと口に副業といっても、事業所得ではなく給与を得るアルバイトをする人もいます。勤務時間外のコンビニや居酒屋の仕事が典型例だ。事業所得と異なり、確定申告書に住民税の納付方法を選ぶ欄はなく、会社にバレやすい。齊藤氏が言う。「3月末か4月に、居住地にある税務署に電話をして、アルバイト給与分の地方税納付書を自宅に郵送するように依頼してください。

サラリーマン 秘策あり



申告期限が近づくと、税務署は大混雑することも

応じることか。かかれば職員や市区町村次第です」

次に株式などの投資をし、貯けたケースを検討しよう。昨年の株式配当と譲渡益には所得税、復興特別所得税、地方税がかり、税率は計10・147%だ。大半の株式投資家が選択する「源泉徴取ありの特定口座」の場合、証券会社が税を源泉徴取するため、確定申告は不要だ。だが、複数の証券会社と取引がある場合は申告すると源泉徴取税の還付を受けられることがある。世田谷区の落合孝裕税理士に聞いた。

「昨年、A証券で譲渡益が100万円、B証券で譲渡損が20万円とします。通算すると譲渡益80万円になり、約2万円の還付を受けられます。通算するとマイナスになる場合は、最大3年間繰り越せませう」

昨年の通算損益がマイナス300万円、今年の通算損益がプラス200万円とする。昨年からの繰越損失

と相殺すればマイナス100万円。確定申告すれば過払い税額の還付を受けられ、さらに1000万円分を翌年に繰り越せる。

外国為替証拠金取引(FX)は、儲けを源泉徴取する仕組みはなく、損益いずれの場合も確定申告が必要だ。通算損失が生じた場合は株式と同じく最大3年間、繰り越せる。「FXなど給与以外の所得が20万円

金地金は総合課税だ。前出の落合氏が解説する。

「150万円の売却益があったとすると、特別控除50万円を差し引いた100万円を譲渡所得とし、他の所得に合算して計算します。保有期間が5年超の場合は、100万円×0・5で得られる50万円を譲渡所得とします」

金地金を売買する際は、身分証明書の提示を求められ、売買記録が国税局に伝

以下なら確定申告は不要」とよく聞かす。前出の齊藤氏は否定する。

「所得税の申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。市区町村の税務部署で手続きしてください」

以前は全ての所得と合算して累進税率を適用する「総合課税」だったが、所得に関係なく一律税率の「申告分離課税」に変わった(13年は20・315%)。

不動産や金地金の売買では…

達される。元国税専門官の佐藤光一税理士に聞いた。

「国税局は不動産や金地金などの取引資料を収集し、納税すべきと思われる者に確定申告のおね文書を郵送します。応じないと文書や電話で呼び出します。不動産も金地金も、購入価格を示す証拠書類がないと購入価格は売却価格の95%とみなされ、売却価格の95%に課税されることとなります」

投資以外にも確定申告の

メリットはある。高松市の小林大税理士は、50万円の還付を受けられたAさん(40)の例を紹介する。

「Aさんの年収は約600万円。共働きの妻と小学生の子が1人いるほか、隣町に住む実母(67)に毎月欠かさず仕送りし、生活の面倒をみています。実母とは同居しておらず、遺族年金収入が年1003万円を越すため、扶養親族にはできない」と思い込んでいました」

実際には、Aさんは実母を扶養親族にできた。「扶養親族に該当するか否かの判断基準に遺族年金は含まない」という規定がある。扶養の実態も認められた。「所得税・住民税を年53万円ほど支払っていましたが、実母を扶養親族とし、過去5年分の確定申告をしたことで約50万円の還付を受けられました」(小林氏) 期限は3月17日。知恵を総動員して過払い税の還付を目指す。

ジャーナリスト・谷道健太